

令和7年第1回川西町 議会定例会会議録

令和7年3月21日 金曜日 午前11時00分開議

議長 井上晃一 副議長 伊藤 進

出席議員（13名）

1番 船山千鶴君	2番 鈴木孝之君
3番 寒河江寿樹君	4番 遠藤明子君
5番 渡部秀一君	6番 寒河江司君
7番 吉村徹君	8番 鈴木幸廣君
9番 神村建二君	10番 橋本欣一君
11番 高橋輝行君	12番 伊藤進君
13番 井上晃一君	

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

町長 茂木晶君	副町長 島貫啓一君
教育長 小林英喜君	総務課長 有坂強志君
安全安心課長 前山律雄君	財政課長 坂野成昭君
まちづくり課長 大友勝治君	政策推進課長 色摩良一君
会計管理者・税務会計課長 鈴木玄君	住民課長 中山宗隆君
福祉介護課長 梶山由美君	健康子育て課長 近祐子君
産業振興課長 内谷新悟君	農地林務課長・農業委員会事務局長 佐藤賢一君
地域整備課長 大河原孝如君	教育文化課長 安部博之君
監査委員 嶋貫榮次君	財政主幹 石田英之君

事務局職員出席者

議会事務局長 鈴木 優徳

事務局長補佐 緒形 信彦

主査 高橋 知希

議事日程 (第3号)

令和7年3月21日 金曜日 午前11時00分開議

日程第 1 議第26号 川西町教育長の任命について

日程第 2 議第14号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の設定についてから議第24号 町道路線の認定についてまでの付託議案の審査報告について

(総務文教常任委員会委員長)

(産業厚生常任委員会委員長)

日程第 3 議第20号 川西町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてから議第13号 令和7年度川西町農業集落排水事業会計予算までの付託議案の審査報告について

(予算特別委員会委員長)

日程第 4 発議第1号 川西町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 5 発議第2号 高橋輝行議員に対する辞職勧告決議

日程第 6 請願の審査報告

請願第1号 国による学校給食の無償化を求める意見書の提出について

(総務文教常任委員会委員長)

日程第 7 発議第3号 閉会中の継続審査について

日程第 8 発議第4号 閉会中の所管事務調査について

本日の会議に付した事件

日程第8まで議事日程のとおり

日程の追加

追加日程第1 発議第5号 国による学校給食の無償化を求める意見書について

◎開議の宣告

○議長 ご苦労さまでございます。

本日の会議に欠席通告のあった方はございません。

定足数に達しておりますので、これより令和7年第1回川西町議会定例会第18日目の会議を開きます。

(午前11時00分)

◎議事日程の報告

○議長 本日の会議は、既に配付いたしております議事日程により進めてまいります。

地方自治法第121条の規定により、町長並びに教育委員会教育長及び監査委員の出席を求めております。

◎議第26号 川西町教育長の任命について

○議長 日程第1、議第26号 川西町教育長の任命について、これを議題といたします。

提案当局の説明を求めます。

町長茂木 晶君。

町長。

○町長 議第26号 川西町教育長の任命について、提案申し上げます。提案理由につきましては、教育長小林英喜氏が令和7年3月31日をもって任期満了となるため提案するものです。

それでは、ご提案申し上げます。次の者を川西町教育長に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。住所 川西町大字上小松3074番地の6、氏名 片倉和之、生年月日 昭和38年10月27日、本日付提出であります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 ただいま町長の説明が終わりましたが、本案は人事案件でありますので、川西町議会運用例第2条第8項及び第6章第14項の規定により委員会付託並びに質疑討論を行わず直ちに採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方のご起立を求めます。

(全員起立)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は、同意することに決定いたしました。

片倉和之君の入場を求めます。

ここで教育長に任命同意されました片倉和之君よりごあいさつをお願いしたいと思います。

○教育長 片倉和之でございます。貴重なお時間を頂戴してごあいさつを申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、川西町教育長の任命についてご同意をいただきましたこと心より御礼を申し上げます。茂木町長よりこの話をいただいた際には私のようなもので務まるものかと大変迷いました。しかし、学校の教員として務める中で、また社会教育活動に携わる中で、議員の皆様方をはじめ町民の皆様から多大なる支援をいたしました。そのご恩を少しでもお返しするために、この職責を全うしようと心に決めたところであります。

新年度は、激しく変化する社会に対応すべく役場の組織体制も新しくなる節目の年であります。また、第5次総合計画を総括し第6次総合計画につなげてゆく大切な時期にも入ってまいります。責任の重さに身の引き締まる思いではありますが、教育分野での町民の皆様の幸福度が少しでも高まるよう一つ一つの課題に真摯に向き合ってまいります。

ご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 片倉和之君におかれましては、本町教育行政発展のためご活躍をご期待申し上げます。

○教育長 ありがとうございます。

◎議第14号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の設定についてから議第24号 町道路線の認定についてまでの付託議案の審査報告について

○議長 日程第2、議第14号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の設定についてから議第24号 町道路線の認定についてまでの付託議案の審査報告について、これを議題といたします。

当該10議案については、本定例会第1日目の3月4日本会議において総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会に審査を付託いたしたものであります、その審査結果について報告がありましたので、これを議題とするものであります。

なお、採決は総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会ごとに行いますので、ご了承願います。

まず、総務文教常任委員会付託議案の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めま

す。

総務文教常任委員会委員長渡部秀一君。

渡部秀一君。

(総務文教常任委員会委員長 渡部秀一君 登壇)

○総務文教常任委員会委員長 5番渡部です。

それでは、私から総務文教常任委員会付託議案審査報告をさせていただきます。

令和7年3月4日、第1回川西町議会定例会本会議において、総務文教常任委員会に付託された議案についての審査の経過と結果を次のとおり報告いたします。

1、2、3は記載のとおりでございます。

4、付託された議案についての質疑並びに意見等の結果。

(1) 議第14号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について。

刑法等の一部を改正する法律の施行により「懲役」及び「禁錮」を廃止し、これらに代えて「拘禁刑」を創設することに伴い、関係条例を改正する旨の説明を受けた。

(2) 議第15号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い引用条項にずれが生じることから、関係条例を改正する旨の説明を受けた。

(3) 議第17号 川西町空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、空き家の適正管理を促進するため、本条例を改正する旨の説明を受けた。

(4) 議第18号 川西町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正により、時間外勤務及びこの看護休暇について改正する旨の説明を受けた。

以上、各議案について当局の説明を受け、慎重に審査した結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。これをもって、本委員会に付託された議案の審査の経過と結果の報告といたします。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長 総務文教常任委員会委員長の報告が終了いたしました。

総務文教常任委員会委員長及び副委員長は、正副委員長席にご着席ください。

委員会報告に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようありますから、質疑なしと認め、委員会報告に対する質疑を終結いたします。

総務文教常任委員会委員長及び副委員長は、自席にお戻りください。

委員会報告に対する討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

議第14号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について、本議案について、総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。

総務文教常任委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(全員起立)

○議長 全員ご起立。

よって、総務文教常任委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第15号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について、本議案について、総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。

総務文教常任委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(全員起立)

○議長 全員ご起立。

よって、総務文教常任委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第17号 川西町空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本議案について、総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。

総務文教常任委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(全員起立)

○議長 全員ご起立。

よって、総務文教常任委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第18号 川西町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本議案について、総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。

総務文教常任委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(全員起立)

○議長 全員ご起立。

よって、総務文教常任委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、産業厚生常任委員会付託議案の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員会委員長遠藤明子さん。

遠藤明子さん。

(産業厚生常任委員会委員長 遠藤明子君 登壇)

○産業厚生常任委員長 4番遠藤です。

それでは、産業厚生常任委員会付託議案審査報告書。

令和7年3月4日、第1回川西町議会定例会本会議において、産業厚生常任委員会に付託された議案についての審査の経過と結果を次のとおり報告いたします。

1、2、3については記載のとおりであります。

4、付託された議案についての質疑並びに意見等の結果

(1) 議第16号 川西町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、助成対象者等の医療保険給付関係情報を福祉医療事務において利用するため改正し、対象者の利便性向上と職員の事務負担軽減が図られる旨の説明を受けた。取扱いに当たり、適正な利用と適切な情報管理に努めるよう意見を付した。

(2) 議第19号 川西町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する条例の一部を改正する条例の制定について

工場立地特例対象区域の緑地及び環境施設面積について、企業の経済活動の活性化及び企業立地を誘導促進するため、基準面積を緩和するため改正する旨の説明を受けた。

(3) 議第21号 川西町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係法令の整備等により、布設工事監督者、水道技術管理者等の水道整備、管理行政に携わる職員の確保を目的として、学歴及び学科要件における「土木工学科（土木科）」以外の課程の追加、技術上の実務経験年数等の見直しを行う旨の説明を受けた。

（4）議第22号 川西町下水道条例の一部を改正する条例の制定について

下水道法施行令の一部改正に伴い、水質基準の指標が見直され、大腸菌群数から大腸菌数に変更する旨の説明を受けた。

（5）議第23号 町道路線の廃止について

宮地地区経営体育成基盤整備事業により、12線路を廃止する旨の説明を受けた。

（6）議第24号 町道路線の認定について

宮地地区経営体育成基盤整備事業により、新設する10線路を認定する旨の説明を受けた。

以上、各議案について当局の説明を受け、慎重に審査した結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。これをもって、本委員会に付託された議案の審査の経過と結果の報告といたします。

○議長 産業厚生常任委員会委員長の報告が終了いたしました。

産業厚生常任委員会委員長及び副委員長は、正副委員長席にご着席ください。

委員会報告に対する質疑を許します。

高橋輝行君。

○11番 土建屋さんと言えば分かりやすく言えば資格技術に関係ありましたけれども、これは上位法は簡単に言えば、規制緩和になったというような、法律を受けての条例改正、こういう理解でいいのかどうか、ちょっとお尋ね申し上げたい。

○議長 遠藤明子さん。

○産業厚生常任委員会委員長 はい、そのとおりでございます。

○議長 高橋輝行君。

○11番 議場でありますから、発言については慎重な発言は必要ですけれども、やっぱり土建屋さんというか、特定な誰ではなくて、ある程度公共事業のコンスタントの発注といいますか、そういうものがあれば、技術屋を抱えて、会社経営するのに非常にいいなというとかしいけれども、そんなことだけれども、これは決して違法なことを言っているんでないと思うんですが、確保するのに例えば登録免許の関係の経費等もかかるわけで、そういうものも、機会があれば、発言をしてほしいという、特定の業者ではないが、そういうような現場の声などがあるわけで、つまり繰り返しになりますが、いわゆる資格を取りやすくなるというか、ハードルが低くなつて、技術屋を育てていく、確保していく、こういう意味合いの内容という理解でいいのかどうか、再三再度、内容をちょっとお尋ね申し上げたい。

○議長 遠藤明子さん。

○産業厚生常任委員会委員長 はい、高橋議員のおっしゃるとおり、職員の確保を目的としている内容でございますので、そのとおりでございます。

○議長 高橋輝行君。

○11番 これは茂木町長が考えることでしようけれども、やっぱり技術屋さんについては、こういうふうになってきますと、合併はうまくいかなかつたけれども、広域連携の中で、技術屋さんなどを確保する、お互いに協力し合う、というようなことなども、必要でないかなというふうに思うところもあるわけですけれども、自分の所感を申し上げ質問を終わりたいと思います。

○議長 ほかに。

(なし)

○議長 ほかに質疑がないようありますから、質疑なしと認め、委員会報告に対する質疑を終結いたします。

産業厚生常任委員会委員長及び副委員長は、自席にお戻りください。

委員会報告に対する討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

議16号 川西町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本議案について、産業厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。

産業厚生常任委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(全員起立)

○議長 全員ご起立。

よって、産業厚生常任委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第19号 川西町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本議案について、産業厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。

産業厚生常任委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(全員起立)

○議長 全員ご起立。

よって、産業厚生常任委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第21号 川西町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本議案について、産業厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。

産業厚生常任委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(全員起立)

○議長 全員ご起立。

よって、産業厚生常任委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第22号 川西町下水道条例の一部を改正する条例の制定について、本議案について、産業厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。

産業厚生常任委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(全員起立)

○議長 全員ご起立。

よって、産業厚生常任委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第23号 町道路線の廃止について、本議案について、産業厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。

産業厚生常任委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(全員起立)

○議長 全員ご起立。

よって、産業厚生常任委員会委員長の報告のとおり決定いたしました。

議第24号 町道路線の認定について、本議案について、産業厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。

産業厚生常任委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(全員起立)

○議長 全員ご起立。

よって、産業厚生常任委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

◎議第20号 川西町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
から議第13号 令和7年度川西町農業集落排水事業会計予算ま
での付託議案の審査報告について

○議長 日程第3、議第20号 川西町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定につい
てから議第13号 令和7年度川西町農業集落排水事業会計予算までの付託議案の審査報告に
ついて、これを議題といたします。

当該13議案については、本定例会第2日目の3月5日本会議において予算特別委員会に審

査を付託いたしたものであります、その審査結果について報告がありましたので、これを議題とするものであります。

予算特別委員会付託議案の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

予算特別委員会委員長吉村 徹君。

吉村 徹君。

(予算特別委員会委員長 吉村 徹君 登壇)

○予算特別委員会委員長 7番吉村です。

私から、川西町議会予算特別委員会の審査の報告を申し上げます。

本特別委員会に付託された議案を審査した結果について、次のとおり決定しましたので、川西町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

去る3月5日、議会定例会本会議において、本特別委員会に付託されました議第20号 川西町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議第2号 令和6年度川西町一般会計補正予算（第8号）、議第3号 令和6年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、議第4号 令和6年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議第5号 令和6年度川西町水道事業会計補正予算（第6号）、議第6号 令和6年度川西町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）、議第7号 令和7年度川西町一般会計予算、議第8号 令和7年度川西町国民健康保険事業特別会計予算、議第9号 令和7年度川西町介護保険事業特別会計予算、議第10号 令和7年度川西町後期高齢者医療特別会計予算、議第11号 令和7年度川西町水道事業会計予算、議第12号 令和7年度川西町下水道事業会計予算、議第13号 令和7年度川西町農業集落排水事業会計予算、以上13議案について、常任委員会を単位とする2つの分科会において示された日程に従い、関係課長等職員の出席を求め、提出された関係者資料を含め、詳細な説明を聴取し、細部にわたる審査をいたしました。

また、さらに、本日開かれた予算特別委員会においては、分科会の主査報告を受けた後、重ねて質疑を行い、慎重審査の結果、付託された13議案は、いずれも可決すべきものと決定した次第であります。

決定の状況につきましては、議第20号 川西町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議第2号 令和6年度川西町一般会計補正予算（第8号）、議第3号 令和6年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、議第4号 令和6年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議第5号 令和6年度川西町水道事業会計

補正予算（第6号）、議第6号 令和6年度川西町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）、議第7号 令和7年度川西町一般会計予算、議第11号 令和7年度川西町水道事業会計予算、議第12号 令和7年度川西町下水道事業会計予算、議第13号 令和7年度川西町農業集落排水事業会計予算、以上、10議案につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

議第8号 令和7年度川西町国民健康保険事業特別会計予算、議第9号 令和7年度川西町介護保険事業特別会計予算、議第10号 令和7年度川西町後期高齢者医療特別会計予算、以上3議案につきましては、少数の反対者がありました、賛成多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、分科会審査の経過における町当局に対する意見等については、各分科会主査報告に記載しておりますので、今後十分ご検討の上、この実現について、しかるべきお取り計らいくださいますようお願ひいたします。

また、議案審査に当たり、町当局には諸資料を提供いただき、効率的、効果的な審査にご協力をいただきました。

これをもって、予算特別委員会の報告を終わります。ありがとうございました。

○議長 予算特別委員会委員長の報告が終了いたしました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております13議案につきましては、予算特別委員会において十分な審議の上、決定されたものでありますので、この際、質疑、討論を省略し、採決をいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なし）

○議長 ご異議なしと認めます。

直ちに採決に入ります。

議第20号 川西町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長 全員ご起立。

よって、本議案は予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第2号 令和6年度川西町一般会計補正予算（第8号）、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第3号 令和6年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第4号 令和6年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第5号 令和6年度川西町水道事業会計補正予算（第6号）、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第6号 令和6年度川西町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第7号 令和7年度川西町一般会計予算、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第8号 令和7年度川西町国民健康保険事業特別会計予算、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立多数)

○議長 起立多数。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第9号 令和7年度川西町介護保険事業特別会計予算、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立多数)

○議長 起立多数。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第10号 令和7年度川西町後期高齢者医療特別会計予算、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立多数)

○議長 起立多数。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第11号 令和7年度川西町水道事業会計予算、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第12号 令和7年度川西町下水道事業会計予算、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第13号 令和7年度川西町農業集落排水事業会計予算、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

◎発議第1号 川西町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長 日程第4、発議第1号 川西町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、これを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

提出者寒河江司君。

寒河江司君。

○6番 寒河江です。

(6番 寒河江 司君 登壇)

○6番 私のほうから説明をいたします。

発議第1号 川西町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び川西町議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和7年3月18日付提出、提出者、賛成者につきましては、記載のとおりであります。

提出理由につきましては、本町行政組織の変更に伴い、本条例の一部を改正する必要があるため、提出するものであります。

川西町議会委員会条例の一部を改正する条例。

川西町議会委員会条例の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「安全安心課、財政課」を「企画財政課」に改め、「まちづくり課」を削り、同条第2号中「産業振興課、農地林務課」を「農林課、商工観光課」に改める。

附則。この条例は、令和7年4月1日から施行する。

以上、私からの説明といたします。

○議長 本案は議員提出議案でありますので、川西町議会運用例第2章第8項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに審議いたします。

本案に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎発議第2号 高橋輝行議員に対する辞職勧告決議

○議長 日程第5、発議第2号 高橋輝行議員に対する辞職勧告決議、これを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

提出者遠藤明子さん。

遠藤明子さん。

○4番 4番遠藤です。

(4番 遠藤明子君 登壇)

○4番 それでは、私のほうから説明いたします。

発議第2号 高橋輝行議員に対する辞職勧告決議。

上記の議案を別紙のとおり、川西町議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和7年3月18日提出、提出者、賛成者につきましては記載のとおりであります。

提出理由を申し上げます。

これまで数度にわたる問責決議・議員辞職勧告を全会一致で可決した。しかし、その責任はいまだに果たされていない。川西町議会に対する町民の信頼を著しく失墜させて高橋輝行議員の責任は重く、断じて許されるものではない。自らの意思と責任において、再度、川西町議会議員を辞職することを勧告するものである。

高橋輝行議員に対する辞職勧告決議（案）でございます。

令和5年の高橋輝行議員の空き家バンク仲介による手付金不正受領に関して、度重なる問責決議・辞職勧告決議にもかかわらず、本人は決議を重く受け止めるとしながらも、町民と議会に対して、未だに説明責任が果たされていない。一連の行為は町民の信託を受けた町議会議員としての自覚を著しく欠く行為であり、川西町議会政治倫理に関する決議に反するものである。

議員一人の問題にとどまらず、川西町議会に対する町民の信頼を著しく失墜させたことの社会的、道義的責任は重い。

よって、川西町議会は、議会への町民の信頼を回復するため、自らの意思と責任において、川西町議会議員を辞職することを勧告するものである。

以上、決議する。

令和7年3月21日、川西町議会。

以上でございます。みなさんどうぞよろしくお願ひいたします。

○議長 本案は議員提出議案でありますので、川西町議会運用例第2章第8項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに審議いたします。

本案に対する質疑を許します。

鈴木幸廣君。

○8番 8番鈴木です。

この辞職勧告決議案でございますが、私は賛成でありますけれども、議場において度重なる不適切な発言、不規則的な発言もございますので、どうか良識ある議員の皆様におかれましては賛成をしていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長 ほかに。

(なし)

○議長 ほかに、質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎請願第1号 国による学校給食の無償化を求める意見書の提出について

○議長 日程第6、請願の審査報告を行います。

請願第1号 国による学校給食の無償化を求める意見書の提出について。

本請願は、本定例会において総務文教常任委員会に審査を付託いたしたものであります、このたび、その審査結果について報告がありましたので、議題とするものであります。

総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長渡部秀一君。

渡部秀一君。

(総務文教常任委員会委員長 渡部秀一君 登壇)

○総務文教常任委員会委員長 5番渡部です。

それでは、私のほうから請願の審査報告のほうをさせていただきます。

令和7年第1回川西町議会定例会本会議において総務文教常任委員会に付託されました、

請願第1号の審査が終了しましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

本請願につきましては、去る3月13日に議場において委員6名出席と教育文化課長ほか関係職員の出席を経て、慎重に審査・検討いたしました。

本請願は、学校給食は児童生徒の食に関する望ましい食習慣を養い、心身の健全な発達に資するものであり郷土愛の醸成や地場産品の消費拡大につなげる食育を展開するなど、学校教育の一環として重要な役割を果たしております。児童・生徒の多さ、財政の豊かさ等により市町村が判断するのではなく、義務教育の段階においては教科書と同様に無償化することが望まれるとともに、子供の学びと成長する権利を保障することは社会全体の責任であるため、学校給食の無償化について、国及び政府に対して意見書の提出を求める趣旨のものでござります。

審査に対し、委員からは、県内では既に9市12町村、計21市町村が小・中学校の給食費の無償化に取組んでいることを鑑み、採択すべきという意見が出されました。また、学校給食費の無償化について町独自でも進めるべきとの意見も出されました。採決の結果、本委員会といいたしましては、本請願は願意妥当であり採択すべきものと決定いたしました。

以上、請願第1号の審査報告といいたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長 ただいまの報告に対し、質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

お諮りいたします。請願第1号 国による学校給食の無償化を求める意見書の提出について、総務文教常任委員会委員長の報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は委員長報告のとおり決定いたしました。

◎発議第3号 閉会中の継続審査について

○議長 日程第7、発議第3号 閉会中の継続審査について、これを議題といたします。

お諮りいたします。令和6年第1回川西町議会定例会において総務文教常任委員会に付託した請願第1号 川西まちなかテラスに関する町民の意見反映についての請願、本請願は審査未了のため、継続審査とされたい旨の申出がありましたので、これを許可いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第3号 閉会中の継続審査については許可することに決定いたしました。

◎発議第4号 閉会中の所管事務調査について

○議長 日程第8、発議第4号 閉会中の所管事務調査について、これを議題といたします。

お諮りいたします。本案は、広聴広報常任委員会及び議会運営委員会において、それぞれ検討され申出があつたものであります。これを許可したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第4号 閉会中の所管事務調査については許可することに決定いたしました。

◎日程の追加

○議長 以上をもって全日程を終了いたしましたが、先ほど、日程第6 請願の審査報告にお

いて、請願第1号 国による学校給食の無償化を求める意見書の提出についてが採択されたことに伴う意見書の提出についてを日程に追加し、追加日程第1としてただちに議題にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、日程に追加し議事を進めることに決定いたしました。

ここで議案調整のため暫時休憩いたします。再開時刻は予鈴をもってお知らせいたします。

もといでお願いします。

ただいまから休憩いたします。

再開時刻を午後1時といたします。

(午前11時57分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

◎発議第5号 国による学校給食の無償化を求める意見書について

○議長 追加日程第1、発議第5号 国による学校給食の無償化を求める意見書について、これを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

提出者 渡部秀一君。

渡部秀一君。

○5番 5番 渡部です。

(5番 渡部秀一君 登壇)

○5番 それでは、私から発議第5号 国による学校給食の無償化を求める意見書について説明を申し上げます。

上記の議案を別紙のとおり、川西町議会会議規則第14条の規定により提出するものであります。

提出日時、提出者、賛成者については、記載のとおりでございます。

それでは、国による学校給食の無償化を求める意見書（案）を申し上げます。

学校給食は、児童生徒の食に関する望ましい食習慣を養い、心身の健全な発達に資するも

のである。また、これまで各市町村では特色ある給食を提供し、郷土愛の醸成や地場産品の消費拡大につなげる食育を展開するなど、学校教育の一環として重要な役割を果たしている。

近年の子育て支援や少子化対策、義務教育の無償化の観点から、小中学校の給食費を全額補助、または一部補助する市町村が増加しつつある。

しかしながら、多額の出費を強い給食費の無償化は、厳しい地方財政をさらに圧迫するなどの懸念から、実施に踏み切れない市町村も少なくない。加えて、近年の様々な世界情勢や異常気象によって原材料費及び燃料費が高騰し、値上げが相次いでいる。こうした背景や財源の課題からこれまでに無償化を取りやめた市町村も出ている。

食育という教育を行うのに必要不可欠である学校給食の無償化については、本来、児童生徒の多さ、財政の豊かさ等により市町村が判断するのではなく、義務教育の段階においては、教科書と同様に無償化することが望まれる。子どもの学びと成長する権利を保障することは、国や私たち、社会全体の責任である。

こうした状況を鑑み、子どもたちの健やかな成長を保障する質の高い学校給食については、国の責任において財源確保を行い、全ての市町村が学校給食の無償化を実施できるようにする望まれる。

よって、本議会は、国及び政府に対し、以下の事項を強く要望する。

記

1. 学校給食法を改正し、国の責任において、全ての市町村で学校給食の無償化を実施で
きるように進める。
2. 国による恒久的な給食の無償化が行われるまで、学校給食費の軽減策を実施する各市
町村に対して、その財政支援の拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

本日付。内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣あて。

山形県川西町議会、議長名でございます。

以上、私からの説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長 本案に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、
討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日予定いたしました全日程を終了いたしました。

◎閉会の宣言

○議長 これをもって、令和7年第1回川西町議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたってのご審議、誠にご苦労さまでした。

(午後 1時06分)